

ふぐ類（ふぐ・ハリセンボン）を 取り扱っている営業者の皆様へ

本県においては、沖縄県ふぐ取扱い要綱により食用に供されるふぐの処理、加工、調理、又は販売を行う場合、「ふぐ取扱者」の資格が必要となっております。

そのため、本年度もふぐ類（ふぐ、ハリセンボン）を取り扱う営業者（飲食店、魚介類販売業及び水産製品製造業等）を対象にふぐ取扱い講習会を行うことになっております。

なお、当講習会を受講せず「ふぐ取扱者」の資格を取得されない場合は、本要綱の適用を受けふぐの取扱いができませんので、念のため申し添えます。

上記営業者で受講したい方は一般社団法人沖縄県食品衛生協会に必要書類の送付をお願いします。

※ふぐ、ハリセンボンの処理を行うには別途ふぐ処理技術認定を受けたふぐ処理者の資格が必要です。

- 必要書類：1. 申込書(第1号様式)
2. 写真1葉(たて4cm×よこ3cm)
3. 受講料 ¥11,000(テキスト代を含む)
4. 戸籍謄本又は抄本1部

- 申込期間：令和4年8月15日(月)～8月22日(月)

- 開催日：令和4年9月7日(水)

- 開催場所：沖縄県総合福祉センター（那覇市首里石嶺町4-373-1）

- 申込先：一般社団法人沖縄県食品衛生協会
〒901-2114 浦添市安波茶3-5-2-103 (098-871-1523)
※必要書類の郵送をお願いします

- 受講料振込先：ゆうちょ銀行
【ゆうちょ銀行から送金】
記号 17000 番号 6842341
名義 シヤ)オキナワケンシヨクヒンエイセイヤウカイ
【他の金融機関から送金】
記号 七〇八(ナゼ)ロハチ 店番 708 普通預金
口座番号 0684234
名義 シヤ)オキナワケンシヨクヒンエイセイヤウカイ

※台風等により、中止または延期の可能性があります。

延期となった場合は、令和4年10月5日(水)に講習会を実施します。

講習会の延期については、一般社団法人沖縄県食品衛生協会ホームページに掲載します。受講前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

〈実施主体〉

一般社団法人沖縄県食品衛生協会 (098-871-1523)

浦添市安波茶3-5-2-103

要領第2条第2項に基づく沖縄県知事の指定団体